



## 労災保険における 二次健康診断給付事業について

常任理事 豊田 馨

日医の労働者健康開発プロジェクト委員会は、労災保険法を一部改正して平成13年4月から導入される二次健康診断給付事業で、給付対象者の実質的選定基準となる定期健診、二次健診の検査値や、二次健診の検査項目などについて報告書をまとめた。

定期健康診断で血圧検査、肥満度、血糖検査、血中脂質検査の4項目全てが有所見となった労働者の二次健診費用、医師などが行う保健指導の費用を労災保険の給付対象とするものである。同法案は過労死の予防を目的としており、公的保険制度に予防給付の概念を取り入れるものとして注目を集めている。

### ◆二次健診を行う有所見者判断のガイドライン

- (1) 肥満～BMI(肥満度)25以上、ウエスト周囲型(男性85cm以上、女性90cm以上)
- (2) 血圧～収縮期血圧140以上、または拡張期血圧90以上
- (3) 血中脂質～総コレステロール220mg/dl以上、HDLコレステロール40mg/dl未満、トリグリセライド150mg/dl以上
- (4) 血糖～空腹時血糖110mg/dl以上、HbA1c5.6%以上

### ◆二次健診項目

- (1) 頸部エコー検査  
動脈硬化病変のスクリーニング。  
MRI検査は、必要な者には「医療」として行う。
- (2) 運動負荷心電図または心エコー検査  
運動負荷条件はガイドラインに示す。  
運動負荷試験禁忌と認められた場合、心エコー検査を実施。
- (3) 空腹時血中脂質検査  
空腹時における血液中の総コレステロール

値、HDLコレステロール値。

中性脂肪値を測定。

### (4) 空腹時血糖検査

定期健診でHbA1cを行わなかった者は、空腹時血糖検査とHbA1cの両検査を行う。

### (5) 微量アルブミン尿検査

定期健診時尿蛋白陽性所見(±)(+)を示す者は、早朝尿の微量アルブミン尿検査を行う。

### (6) 家族歴及び既往歴に関する問診

高血圧、糖尿病、脳血管疾患及び心疾患等に関する家族歴は、リスク要因として重要。

### ◆特定保健指導等について

定期健診及び二次健診の結果、肥満、高血圧、高脂血症、高血糖が認められることから、食生活上の指導及び脳血管疾患及び心疾患の発症予防に必要な飲酒、喫煙、休暇、睡眠等の生活指導について健診担当医及び産業医を対象としたガイドラインを作成する。

### ◆二次健康診断等給付及び保健指導の実施機関

原則として労災指定医療機関を対象とする。具体的には、医療機関も含めて健診等ができる機関、労災の給付の健診等ができる機関が考えられ、労災病院と二次健診を行う設備があると都道府県労働局長が指定した病院、診療所となる。指定要件は4月までに示される。

運動療法の実施機関については、労災指定医療機関のリハビリ施設、健康保持増進サービス機関等の活用が想定され、実施機関の一覧のパンフレット等が作成される。

二次健診における各検査の進め方や留意点については、保健指導の実施方法とともに別途ガイドラインを作成し、プロジェクト委員会の委員が専門領域ごとに分担し、平成13年3月15日号の日医雑誌に掲載予定である。